

慰労金・支援金の申請をされる皆様へ ～重要なお知らせ～

慰 労 金

新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある中、強い使命感を持って業務に従事された医療従事者、職員等の皆さまに対して給付します。

医療機関等、介護・障害福祉サービス事業所及び施設等が**対象職員分をまとめて申請**してください。

※退職された方は、元のお勤め先にお問い合わせください。

対象期間は令和2年3月2日から令和2年6月30日です。(※一部例外あり)

※対象期間に10日以上勤務している職員が対象です。

受付期間は令和2年7月29日から〔①令和2年10月31日
②令和3年2月28日〕までです。

①医療機関等に勤務する医療従事者や職員(※ただし、郵送等による申請の場合は10月30日必着)

②介護・障害福祉サービス施設等に勤務する職員(※ただし、郵送等による申請の場合は2月26日必着)

慰労金給付後、**実績報告が必要**です。(※一部例外あり)

※実績報告の期限は別に定めています。

支 援 金

感染拡大を防ぐための取り組み等を行う医療機関等や介護・障害福祉サービス事業所、施設等に対して支援金を交付します。

令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる**費用が対象**です。

※支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することが可能です。

受付期間は令和2年7月29日から令和3年2月28日です。

※ただし、郵送等による申請の場合は2月26日必着

補助事業を実施後、**実績報告が必要**です。(※一部例外あり)

※実績報告の期限は令和3年3月31日ですが速やかに報告をお願いします。

領収書等の証拠書類を保管しておいてください。

お 願 い

早めの申請にご協力ください。

※感染拡大に速やかに備えていただく等のため、早めの交付申請をお願いします。

申請は、**専用のオンラインシステム、インターネット**でお願いします。

※インターネット対応環境がない場合は、電子または紙媒体の郵送等による申請も可能です。



詳しくは、愛媛県ホームページをご覧ください

